



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	1920年代における川本宇之介の聾教育システム構想と官立東京聾啞学校改革
Author(s)	藤川, 華子; 高橋, 智
Citation	東京学芸大学紀要. 第1部門, 教育科学, 56: 201-216
Issue Date	2005-03-00
URL	http://hdl.handle.net/2309/2080
Publisher	東京学芸大学紀要出版委員会
Rights	

1920年代における川本宇之介の聾教育システム構想 と官立東京聾啞学校改革

藤川 華子*・高橋 智**

特別支援科学講座***

(2004年10月29日受理)

キーワード：川本宇之介，純粹口話主義，口話法，公民＝国民教育，国民国家，官立東京聾啞学校，小西信八

〈目次〉

- I. はじめに
- II. 公民＝国民教育をめざす川本の聾教育のシステム構想
 - 2.1 聾教育の目的：「社会的寄宿者」から「自立自営の有用な公民」へ
 - 2.2 聾教育の対象：口話法の可能な者に限定
 - 2.3 聾教育のシステム：普通教育，公民＝国民教育としての聾教育
 - 2.3 聾教育の内容・方法：公民＝国民教育の徹底をめざす口話法の導入
 - 2.3 20世紀初期の米国聾教育からの影響
- III. 官立東京聾啞学校と国民教育としての聾教育改革
 - 3.1 国民教育を志向した聾教育システム
 - 3.2 小西vs.川本・樋口
 - 3.3 純粹口話法による教育の開始と手話の禁止
- IV. 官立東京聾啞学校師範部改革と口話法教員の養成
 - 4.1 東京聾啞学校師範部改革と聾者教員の排除
 - 4.2 文部省主催聾教育口話法講習会の開催と口話法教員の養成
- V. おわりに

I. はじめに

近年，日本の聾教育は大きな転換期をむかえているが，なかでも最も注目を集めているのが，聾学校にお

ける手話による聾教育の確立をめぐる問題である。北米や北欧諸国では聾当事者による運動の高揚や手話が言語学的な裏づけを得たことなどを背景に，1980年代以降において手話の見直しや聾教育・聾学校へのろう者の手話の導入が相次いだ。日本でもこうしたデフ・ムーブメントの影響を受けて1994年に「ろう文化宣言」が発表されたが，これは多文化共生の立場から聾者を「手話を母語とする言語的・文化的マイノリティ」と位置づけ，母語である手話による教育の保障を求める動きである。

国際的動向に照らして日本の聾学校における手話導入の決定的立遅れの現状は，教授方法の問題ではなく，聾教育のあり方そのものをめぐる問題として登場している。そうした動向のなかで，手話を「ろう者の母語」「自然な言語」とア・プリオリにとらえて賞賛し，その一方で聴覚口話法など従来の聾教育を「帝国主義・植民地主義的な歴史上の逸脱」として一面的に断罪する主観的，急進主義的な主張が，議論の混乱に拍車をかけている。

なぜ日本の聾学校において手話導入が決定的に遅れているのかという問題解明において，現在求められているのは，日本における口話法の導入・普及・浸透過程，およびその裏返しである手話法の否定・排除の歴史的背景についての実証的検討である。しかし従来の議論ではこの点がきわめて不十分である。筆者らは現在，19世紀から1910年代の聾者の生活要求にもとづき手話

* 東京学芸大学大学院教育学研究科修士課程特別支援教育専攻

** 東京学芸大学特別支援科学講座・連合学校教育学研究科発達支援講座

*** 東京学芸大学教育学部総合教育科学系（184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1）

による教育が行われていた時期、および1920年代以降の純粹口話主義による近代聾教育制度の確立とそれに伴う手話排除の歴史を、口話一手話論争といったコミュニケーション方法論の問題としてではなく、近代国民国家における国民教育制度としての聾教育の確立と聾者の同化・国民化という視点から実証的に解明していく作業を進めている。

本論文では、とくに純粹口話主義の普及に大きく寄与したとの評価が高い川本宇之介に注目し、①1920年代において川本がどのような理由で純口話主義の導入と普及を図ったのか、②川本が「国民教育制度としての近代聾教育」の実現のために唯一の官立学校である東京聾啞学校において具体的にどのような改革を行ったかの検討を行い、日本の聾学校において手話導入が決定的に遅れた原因を明らかにしたい。

II. 公民＝国民教育をめざす川本の聾教育のシステム構想

川本が聾教育界に本格的に参入するのは、1924(大正13)年6月4日、1年8ヶ月・4カ国にわたる在外研究より帰国してからである。川本は帰国後、東京聾啞学校兼東京盲啞学校教諭に就任するとともに、精力的な執筆活動を開始し、公民教育、社会教育、図書館、都市問題、理科教育、盲聾啞教育と多方面にわたる在外研究の報告を次々に発表した。

在外研究において、最も川本の興味をとらえたのは、米国で視察した聾教育の実態であった。本節では川本の在外研究報告の総決算であり、聾教育関係者に必須の参考書として1925(大正14)年7月に刊行された『聾教育概説』および帰国後各界の雑誌に掲載された多数の論説から、川本が日本において今後実現すべき聾教育像をどのように構想したのかを、①教育目的、②教育対象、③教育システム、④教育内容・方法にわけて整理し、川本がめざした聾教育のモデルを明らかにする。

2.1 聾教育の目的：「社会的寄宿者」から「自立自営の有用な公民」へ

後年において川本は、在外留学当初の頃の自分を振り返り、聾教育について「何も知らぬ素人」¹であったと述べている。川本の在外研究のそもそもの目的は、パーキンス盲学校とハーヴァード大学の共同経営による盲学校教員養成コースへの出席であり、盲教育の実際を学ぶ予定であった。しかし盲学校で研究を続けるうちに、米国の聾者が教育によって高い自立率²をほ

こり、盲人にくらべて福祉増進の社会施設などもはるかに少ない³という事実を知り、俄然聾教育に興味を示した。

捨ておけば「社会的寄宿者」となり、あるいは「犯罪の温床」となりかねない聾者が、適切な教育を受けることによって、普通人同様、社会的に有用な公民になりうるという米国聾教育の理念⁴は、教育の社会防衛的手段としての側面を重視していた川本の関心に合致した。そこで川本は、現在「聾啞児」といわれ、ゆくゆくは「聾啞者・聾者」となり、社会的寄宿者となるであろう子どもたちを、「普通人」として社会に送り出すことを聾教育の目的と定めた。

川本によれば、聾者の障害を聴覚のみに限定して彼らを障害者としては扱わないという米国の認識に対して、欧州では彼らは「アブノルマル」⁵とみなされ、その教育はあくまで慈善的な視線のもとに行われていた⁶。そのため聾者の陶冶性は認められず、早期から経済的自立のみをめざす⁷職業教育に偏る傾向が強く、欧州における聾者の社会的・経済的地位は、米国のそれと比べて低い⁸ものであったとする。

このような解釈によって米国式の聾教育を高く評価した川本は、同様の視線で日本の既存の聾教育を以下のように解釈した。日本において聾学校を卒業した聾啞者・聾者が社会的、経済的に低い地位におかれているのは、「それは聾者自身の奮発も足りない点もあると思ふが、然し之にはその教育が普及しないことと、その教育が亦甚だ不徹底不充実であって、彼等に大なる抱負と意気とを養ひ、立派なる公民としての自覚と有用なる社会の一員たる自信と之に必要な能力、言語力、読書力、職業に対する技能等を与へることに不十分」⁹であるためだと。だからこそこのような現状を打破するためには、彼らに米国の理念にもとづいた聾教育を行うことが不可欠と考えたのである。

つまり川本の理想とした聾教育とは、聾啞児に適切な方法でできるかぎり普通教育、公民＝国民教育を与えることで、自立自営の有為有用なる公民＝国民とすることを目的としていたといえる。川本のこうした姿勢から見えてくるのは、国民教育への強い志向であり、裏返せば国民教育体系から外れたものを、不具者・社会的寄宿者として厳しく区別しようとする視線である。聾教育は慈善ではなく公民＝国民教育として行われるべきと主張するなかで川本は、聾啞児と言われる子どものほとんどは「アブノルマル」ではなく、「聞こえないというだけの普通児」であるということを強調した。そして彼らを普通児同然にすることが、「新しい聾教育」であると定義した。

このように川本が考えた聾教育とは、聴覚欠損そのものを治すことはできなくとも、それによっておこる障害をふせぎ、彼らをいかに普通児に近づけるかという視点から構成されていた。

そのために聾啞児を持つ母親たちに向けては、聾啞児だからといって甘やかしたりせずに、あくまで普通児同様に育てることを強く説いた。

また成人の聾啞者に対しても、聾啞であることで職業上の地位向上を諦めてしまうことや、聾者同士で結婚するなど聾者として生きることを厳しく批判した¹⁰。川本は「耳がきこえない肉體欠陥はどうすることも出来なくても、之より起るいろいろの困難や心の悩みには打ちかつことが出(一字欠：引用者)る」といい¹¹、聞こえないという「運命」を受入れながら、教育と信仰¹²によってその欠陥を克服しようと努力し、聾者としてではなく普通人として積極的に社会に参加することを求めたのである。

2.2 聾教育の対象：口話法の可能な者に限定

川本は、聾啞児に公民＝国民教育を徹底させるためには、個々の能力に応じた適切な方法を選択することが重要であると主張している。それでは川本が考えた「個々の能力」とはどのようなものだったのか。

川本はまず聾教育の対象である聾を次のように規定する。「聾といふのは遺伝又は疾病乃至は何かの事故で聴覚に故障を来し、全く聴えないか、又は極めて僅に聴力の残って居る者を総称する」¹³。そして言語は「幼児が耳で聞き目で見て習得するもので、而してその主たるものは言ふまでもなく聴覚である。故に聾者は教へられなければ言語を知らず遂に、啞者となる」¹⁴として、彼らは適切な教育を受けられないことで聾啞者となり、また言語を獲得することができないと考えた。つまり聾教育の対象として川本が想定したのは、聴覚器官の欠損により言語を習得できなかった者、およびその習得が著しく困難となった者であり、彼らには「見る」ことで言語を習得させることが、聾教育＝「特別教育」であると川本は考えたのである。

しかし現実に聾学校に在学していた子どもの状態は多種多様であった。そこではかなりの残存聴力がある者、失聴前にすでに言語を獲得していた者も、みな聾啞児として手話による教育を受けており、このことは普通人、公民＝国民の育成をめざす川本にとってはきわめて憂慮すべき事態であった。川本の目には、既存の聾学校は「普通人」の養成どころか、それとは全く逆に「聾啞者・聾者」を育成しているように映ったのである。

そこで川本は、教育の始期において、個々の能力診断を十分に行い、能力の分類に応じた適切な配慮を行うことの重要性を繰り返し主張した。能力の分類は、聴覚を無くした時期、残存聴力、知能によって行われるべきとされた。聾教育の専門性を、視力による言語教授であると考えた川本にとって、聾教育の対象となるための決定的な要因は、視力を使った特別な言語教授の必要の有無、換言すれば対象児における言語習得の有無であった。

その判定¹⁵によれば、これまでの聾学校在籍児童の中でも言語を獲得しているもの、あるいは残存聴力が高く言語の習得が可能と思われるものは、普通教育の中で教育することが可能であり、むしろ適切であるとして、普通学校における難聴学級の設置や成人聾者対象の読唇教室の開設など、普通教育の中での配慮を求めた。その一方で、白痴などの聴覚器官以外の欠損のあるものはそれぞれの専門の教育を受けるべきで、聾教育の対象外として明確に区別した。

ここで問題となるのは、川本が、見ることによる言語教授即ち口話法が不可能なものは低能児であり、彼らは聾教育の対象ではないと明言しているように、川本の構想する聾教育の対象はあくまで口話法による教授が可能な者に限定されていたということである。川本は、見ることによって聞こえない者にも言語習得を可能にするのが口話法であると言ったが、その一方で口話法が不可能な者は知能に欠陥があり、他の方法でも成果を挙げることは難しいといい、聾教育の対象から除外したのである¹⁶。

2.3 聾教育のシステム：普通教育、公民＝国民教育としての聾教育

日本の盲聾啞教育の発展を阻害している要因が、盲聾児の陶冶性への認識が薄くて彼らを不具者と位置づけ、その教育を慈善事業とみなしていることであると考えた川本は、盲聾啞教育を国民教育制度に位置づけ、国民教育と同等にすることを主張した。具体的には、盲学校と聾啞学校の設置を地方府県の義務とする盲学校及聾啞学校令に従い、①通学費・寄宿費を保護者の資力に応じて地方が負担すること、②教員待遇に加俸を行い、より優秀な教員の確保につとめること、③能力別による教育組織の変化をつけることで、教育効果の向上をめざすこと、④教員養成科の充実などを早急に進めることを提言している¹⁷。

さて川本は、米国の聾教育の理念および目的を賞賛したが、そのシステムに関してはデンマークを「世界唯一の良組織」¹⁸として高く評価している。川本はデ

ンマークのどのような点を評価したのだろうか。デンマークでは聾児の義務教育が徹底されており、その就学先も能力に応じて5類型に精選するという形態をとっていた。具体的には「最初は全部予備校に入れ、一年若くは二年間教育して、之を選び分けた上、二年目若くは三年目に先天聾優秀児は之をA校に先天聾普通児はB校へ、先天聾低能児はC校へ、後天聾児は後天聾児収容校へ入れる」というものである。川本はこの「能力別分類」こそが「その児童の能力に適合し、随って充実せる教授が行へる」理由であると評価したのである¹⁹。

川本はデンマークのシステムをモデルとし、普通教育と同等の教育水準を保障することをめざしたが、そのためには教育の始期において能力・欠陥に応じて児童を分類・編成することが必要である。しかし日本の聾学校在籍児童の能力はまちまちであり、川本は、この能力の不平等が教育効果を阻害し、様々な弊害が生まれる原因であると強調した。これは医師の医学的な診断が甚だしく等閑視されていることが原因であるとし、聾教育における医師の関与の必要性や聾教育教職員の専門知識の充実を訴えた²⁰。

医学的に厳密に行われた分類により聾学校就学が適当とされた児童に対しては、次のような就学前教育から就職までの一貫した教育システムを構想した。聾児は聞こえないことにより通常より精神の発達が遅れていること、また特別な言語教授の必要性があることを重視し、普通教育を行うためには少なくとも2年は普通児よりも長く就学させるべきとし、その観点から予科の設置を求めた²¹。また初等部においては職業教育を廃止し、言語教授を基礎として、国民教育制度と同水準の有用なる公民＝国民を養成するために公民＝国民教育を行うべきとした。中等部は職業科と普通科を併置し、また研究科をおくなどして、特別優秀な児童への中等教育への機会を保障することを主張した²²。

従来の聾学校において初等部に併置されていた職業科を廃止することは、とくに重要な課題とされた。なぜならば川本は、初等部に職業科が併置され、それによりかなりの時間が割かれることによって、国民教育の中核となる初等教育も彼らの自立自営を担保すべき職業教育も、双方ともに中途半端になっていることを懸念していたのである。そこで初等部を卒業した生徒に対し、より実務的な職業教育・職業訓練の場を設けることで、初等教育を土台にした、より高度な職業教育の実現をめざしたのである。

2.4 聾教育の内容・方法：公民＝国民教育の徹底をめざす口話法の導入

従来の日本の聾教育を職業教育偏重であるとして批判した川本は、これからの聾教育は国民教育制度に位置づけるにふさわしいもの、つまり公民＝国民教育をめざすべきであると考えた。そこで川本は、公民＝国民教育を行うにふさわしい教授法を選択することを以下の様に訴えた。

「聾者を一個の人間として、又一人の公民としての教育を、より多く可能ならしむるには、口話法の最適なることは言を俟たざるところである。然るに手話法に依る時は、以上の諸点から考察するのに、完全なる人の教育、完全なる公民の教育を徹底させることは不可能である」²³。

つまり川本は手話では公民＝国民教育を行うことはできないとし、聾学校において公民＝国民教育を徹底し、聾教育を公教育・国民教育制度に位置づけるためには、口話によって教授を行うことが必須であると主張したのである。川本は、口話法の「優れる所以」として、口話法が「話し言葉を用ひたい」という聾児の「本能に合致する」ものであり、彼らに「人類社会の一員として完全なる言語を用ひさせること」ができることとしている²⁴。

川本は、口話法を以下の様に定義している。口話法は「普通人と同じく話し言葉を以て言語教授の出発点とし且つ重要目的として、之を教授し、次で書き言葉に及ぼし、この兩者殊に話し言葉を以て主要なる教育の手段として教育する方法」であると。この定義から、川本が口話法を単に発音教授、つまりスピーチを教える方法とらえたのではなく、「話し言葉 (speech)」によって話し言葉を獲得させる、つまり口話というコミュニケーション方法を使って言語を獲得させる方法とらえていることがわかる。とくに「口話法の中にはこの読話と談話との二を含んでいる」ことを強調し、従来の発音教授との違いとして、口話法における読話の重要性を指摘した。

このような読話の重要性の強調は、川本の口話法の位置づけを如実に表している。これまでに指摘したように、聾児の障害を聴覚に限定し、彼らの欠陥を「副次的であるが人間として最も大切な言語を習得しなかった」ことと考えた川本にとって、聾教育の要となるのは「言語教授」であった²⁵。しかし同時に、聾教育の目的は「聾啞児」を「普通人」にすることであり、言語習得においても聞くかわりに見るという以外は、

言語の習得は普通児のそれと同じように行われなければならない。そこで川本が言語の習得回路のモデルとしたのが、ペスタロッチ主義の流れをうけた直観教授であった。

川本は、普通児の言語習得は直観教授の理論に沿って行われるべきであるとしたが、聾児も言語教授においては、聞くことを見ることに代替する以外のメカニズムについては、普通児と同じ経路を辿るべきであると考えた。

川本は口話法のメカニズムを「実物、事実等を児童の目前に示して、児童自身の観念を整理し正確ならしめて、而して之と言語と結合する」²⁶と説明したが、口話法教授を通じて川本がめざしたのは、聾児が読話を通じて言語を獲得するという学習経路の生成であった。つまり川本が口話法の推進によってめざしたのは、聾啞児のコミュニケーション手段・技術としての「口話」を習得させるということではなく、授業の全てを「口話」で教授することにより、教授方法においても普通児と同じくして聾児の公民＝国民教育を徹底することであった。

このように川本にとって、口話法の紹介・普及は新しい教授方法の紹介にとどまるものではなかった。川

本は「聾啞児」を聾啞者・聾者にせず、普通教育によって普通人とするためには、コミュニケーションの手段および学習経路の双方においてより普通人に近づける方法、すなわち手話ではなく口話が不可欠であると主張した。そして新しい聾学校においては、一切の授業が手話ではなく口話によって行われるべきだと考えたのである。

2.5 20世紀初期の米国聾教育からの影響

川本がめざしたのは、聾児の能力に応じて公民＝国民教育の徹底を計り、聾児を普通人＝国民とするものであった。公民＝国民教育を志向することで、聾教育を慈善事業ではなく、国民国家の国民教育制度に位置づけようとしたのである。川本のめざした聾教育像は、20世紀初頭の米国聾教育界における大きな変化と一致する。

図1は、当時米国で唯一の聾教育専門雑誌であったAmerican Annals of the DeafのTabular Statement of American for the deafという統計資料から、米国聾学校の形態別学校数の推移をまとめたものである。この統計は川本自身も米国聾教育状況の報告の際に何度か引用しており、またそれ以前の在外研究の報告によって

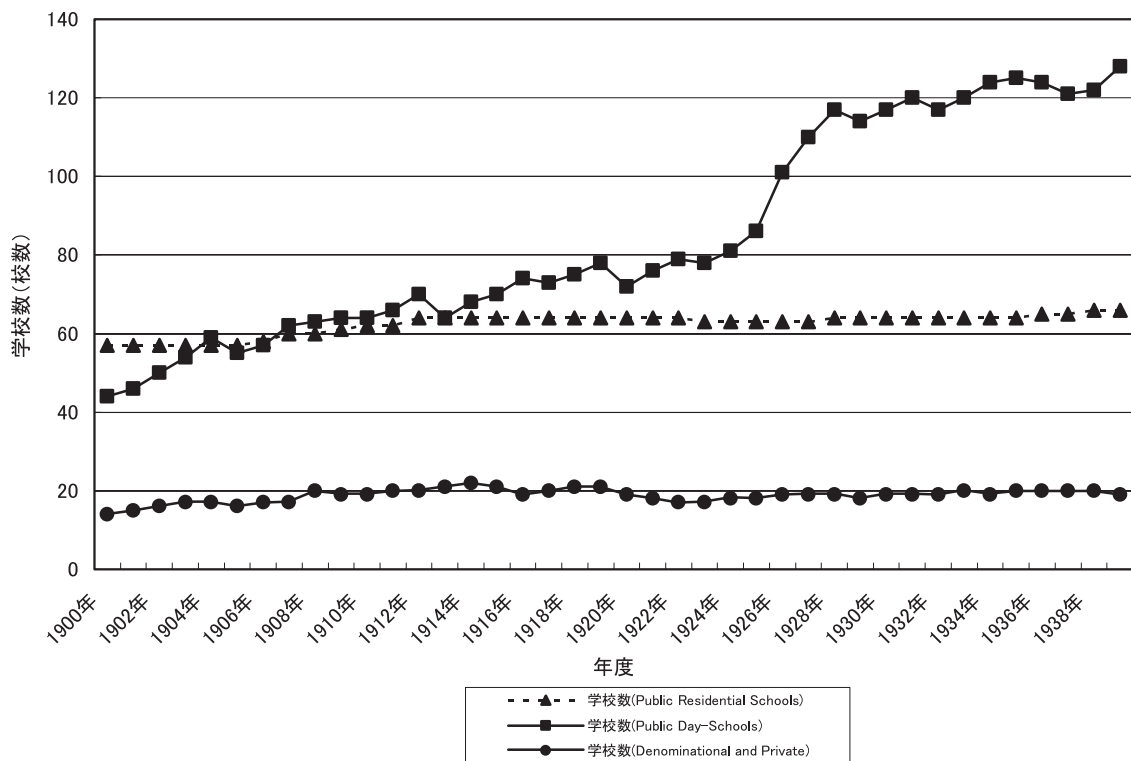


図1 米国聾学校の形態別学校数の推移

出典：Tabular Statement of American for the deaf, "American Annals of the Deaf", 1900-1941より作成

も何度か日本で紹介されているもので、当時最も基本とされた資料であった。その内容は年代ごとに少しずつ変化しているが、聾学校をPublic Residential Schools, Public Day-Schools, Denominational and Private Schools という3種類の設置形態別に分け、学校名、所在地、創設年、学校長名、教授方法、職業科の種類、生徒の人数・内訳、教員の人数・内訳、休暇、支援団体、資産価値、支援額、図書館蔵書数などの詳細を記載している。

さて図1に示されるように、20世紀前半は米国の聾学校の設置形態に著しい変化が見られた時期だった。それまで主流であった公立寄宿制学校(Public Residential-school)の学校数が、1900年から1940年までの40年間で57校から64校とごく僅かに増加したにすぎないのに対して、公立通学制学校(Public Day-School)の増加は著しく、1905年に学校数で公立寄宿制学校を抜き、1920年代後半には爆発的に増加している。川本が米国に滞在したのは、米国聾教育において公立通学制学校という新たな形態の聾学校が飛躍的に増加している時期であった。

ではこの公立通学制学校とは、どのような聾学校であったのだろうか。同資料を検討すると、以下の様な特徴が明らかになる。

①設置年代：公立寄宿制学校が19世紀前半からゆっくりと増加した学校であるのに対し、公立通学制学校が19世紀末から20世紀初期にかけて激増した新興の聾学校であること。

②教授方法：公立寄宿制学校のほとんどがCombined Systemを採用しているのに対し、公立通学制学校のほとんどがOral Methodを採用していること。

③職業科(Industrial)の種類：公立寄宿制学校のほとんどが多様な職業科を設置しているのに対して、公立通学制学校ではその種類が極端に少ないこと。

④生徒数：公立寄宿制学校のほとんどが2桁から3桁の生徒数を収容しているのに対し、公立通学制学校のほとんどが1桁から10人代の生徒数であること。

⑤教員の内訳：公立寄宿制学校ではIndustrial担当教師がかなりの割合をしめているのに対し、公立通学制学校の半数以上ではIndustrial担当教師がおかれず、おかれている場合もごくわずかであること。同じく公立寄宿制学校ではかなりの割合をしめるDeafの教師が公立通学制学校においてはほとんどみられないこと。さらに公立通学制学校の教師に女性の割合が極端に高いこと。

⑥支援団体：公立寄宿制学校のほとんどがState(and pay pupils)であるのに対し、公立通学制学校のほとん

どがCity and Statesであること。

公立通学制学校の増加は、19世紀後半以降の米国の義務教育制度拡大をめざした公教育運動の流れにおいて加速したが、就学率の向上や中産階級の出現・増加にともない、従来の職業訓練や社会的自立を重視する慈善的な聾教育だけでなく、聾児にも普通教育という新しい教育ニーズが生まれたのである。公立通学制学校のほとんどが、教授方法として少人数によるOral Methodを選択したのも、それが普通教育を徹底し、普通人に伍していくという目的に合致するためであった。公立通学制学校は、それまでの慈善事業としての聾教育に対して、国民教育制度に位置する公教育としての聾教育として成立したといえる。

しかし公立通学制学校の増加は、そのまま旧来の聾教育の減少とはならない。図2は聾学校形態別の生徒数の推移を示したものである。公立通学制学校の生徒数が公立寄宿制学校のそれに比べて著しく少ないことはすでに指摘したが、図2からは1940年代でもなお公立寄宿制学校在籍生徒数が圧倒的に多数であったことがわかる。つまり米国における公立通学制学校は、あくまで新しい教育ニーズをもつ特定階層に求められて新たにつくられたものであり、聾教育制度の決定的な転換を示すものではなかった。米国でもその主流は、依然として寄宿制学校で手話を用い、職業訓練や社会的自立を重視するような形態の聾教育だったのである。

川本が在外研究を行ったのは、このように米国の聾教育界に新しい形態が生まれ、定着しようとする、まさに変革期であった。そこで川本はこの公立通学制学校を重要なモデルとして普通教育を志向し、公民＝国民教育としての聾教育こそが近代的な聾教育であると考えた。それゆえに日本においてこれまで行われていた聾教育を古く慈善的なものと見なし、その徹底的な解体と口話法による普通教育の追求を通して、国民国家における公民＝国民教育としての聾教育の創造をめざしたのである。

III. 官立東京聾啞学校と国民教育としての聾教育改革

このような新しい聾教育の実現に向けて、川本は帰国後すぐに活動を開始した。川本が官立東京聾啞学校に着任したのは、1923(大正12)年公布の盲学校及聾啞学校令を受け、小西信八校長を中心に、それまでの技芸科中心からより普通教育を基調とする聾学校へと改革されようとする時期だった。この改革の方針は川本のめざす聾教育像と一致した。しかし手話および聾の捉え方については二人の意見は一致しなかった。本節

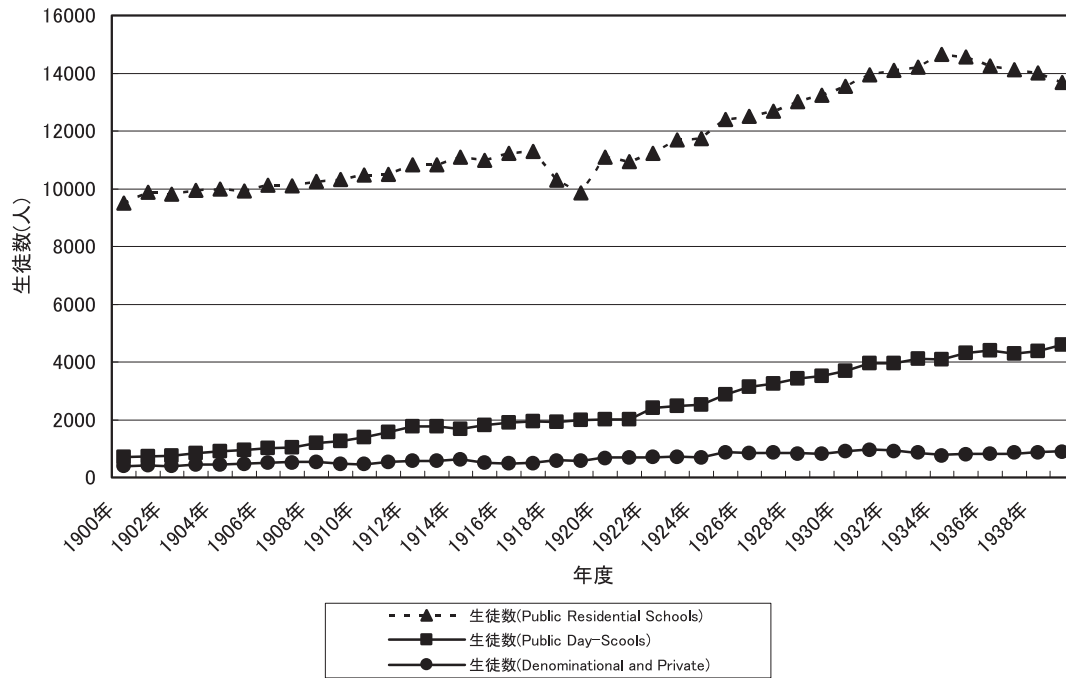


図2 米国聾学校の形態別生徒数の推移

出典：Tabular Statement of American for the deaf “American Annals of the Deaf” 1900-1941より作成

では、盲学校及聾啞学校令を受けて1924(大正13)年に行われた東京聾啞学校改革を整理し、そのなかでの川本の聾教育構想を明らかにしていく。

3.1 国民教育を志向した聾教育システム

東京聾啞学校は1923年8月27日公布の盲学校及聾啞学校令(施行1924年4月1日)を受け、1924年5月17日に文部省令を以て学校規程を改正した。この改正は、すでに在学している者は従前の規程に拠るとされたため、1925(大正14)年度入学の児童・生徒から適用されることになり、1925年度は東京聾啞学校にとって大きな転換点となった。

1925年度より実施された東京聾啞学校の新規程を、それ以前の東京聾啞学校規則(明治43年11月15日制定文部省令第三十号)と比較しながら、その特徴を整理する。東京聾啞学校の設置目的は改訂されていないが、しかしその教育対象、システム、内容の改訂を見ると、実質的には大きな転換が行われたことがわかる。

まず入学規定の変更により、入学対象者が大きく変化した。従来の規定によれば、普通科の入学年齢は「年齢凡そ10年以上16年以下」であるが、但し書きで「特別の事情ある者は此限りにあらず」とされている。また技芸科の入学規定は「普通科3学年修了若しくは之と同等の学力あるもの」というのみで、年齢の制限はなかった。そのために入学者の年齢はばらつきが大

きく、その平均年齢は高かった。これに対して新規程では、普通科の入学年齢が大きく引き下げられて「年齢6年以上14年以下」とされた。また中等部においても、その入学年齢は「年齢12年以上20年以下」と明確に規定された。つまり聾学校の対象者は、より学齢に近くシフトされたのである。

また教育システムの改訂は、同校の就学形態を大きく変えた。従来の規則によれば、就学形態は実に多様であった。学科は、普通科、技芸科、師範科が置かれ、普通科の修業年限は尋常科6年、高等科2年の計8年、技芸科は図画科・木工科・裁縫科にわかれ、各5年であった。しかしそれらの学科は「普通科と技芸科及び師範科にわかれる」とされたものの、普通科と技芸科とは併置の関係にあり、生徒の希望によって、兼修することも専修することも可能とされた²⁷。技芸科の入学年齢は、普通科第3学年の修了若しくは之と同等の学力あるものとされていたが、普通科の第1学年から技芸科目の兼修が認められていたため、実質的には技芸科と普通科との間に厳密な区別があったとはいえない。普通科が設けられてはいるが、普通教育の修学は、技芸科の履修、つまり職業訓練を受けるための基礎・条件になっていなかったのである。

これに対して1925年度実施の新規程では、徹底して一貫した教育システムが敷かれた。まず学科は、初等部、中等部、師範部の三部とされ、初等部は6年間、

中等部は5年間の修業年限が定められた²⁸。中等部は普通科・図画科・裁縫科・工芸科に分けられたが、その入学規定として「初等部修了者又は之と同等以上の学力を有する聾啞者」という規定が設けられた。このことにより、初等部6年間の修了がその条件となった。つまり職業訓練は、あくまで初等部の修了後に位置づけられたのである。

さらに学科規程も大幅に改訂された。従来の規程では、初等部尋常科は全学年を通して毎時間数が同一であり、修身・国語・算術・体操・図画・手工・裁縫が行われた。また歴史・地理・理科などの学科は尋常科の6年のうちでは行われず、高等科でのみ実施されていた。これに対して新課程では、学年ごとに授業時間数が増加するかたちがとられた。また初等部在学中に技芸科と兼修及び専修することがなくなったため、授業時数が増加し、均一になった。さらにその学科目に注目すると、図画(手工技芸)が減り、第4学年から理科が開始、第5・6学年からは国語の時数が減って日本地理・日本歴史がそれと替わるようになった。つまり初等部においては普通教育を授けることがめざされたといえる。

このように、一連の改訂は明確な方向性のもとにおこなわれた。修正されなかった学校規則第1章の設置目的には「東京聾啞学校は聾啞の子弟に普通教育を施し並須要なる技芸を授け」と謳われているが、従来の規程ではむしろ後半の「並須要なる技芸を授け」に比重がかけられていたといえる。これに対して新規程は、このような傾向を改訂し、より普通教育の実施をめざして整理された。つまり従来は聾啞者への職業訓練機関という側面の強かった聾学校を、公教育＝国民教育制度に位置づけ、学齢児に普通教育を行う機関としたのである。1925年の新規程の実施はまさに聾学校の役割そのものの転換であった。

3.2 小西vs.川本・樋口

普通教育の充実をめざして取り組まれた新規程の実施は、盲学校及聾学校令の発布を受けて聾教育を国民教育制度に位置づけようとする動きであり、聾教育の義務化をめざす聾教育関係者の悲願でもあった。とくにこの新規程の制定には、同校校長の小西信八(1854-1938)が精力的に取り組んでいた。

小西が文部省より文部四等属、訓盲啞院掛専務の辞令を受け、同校に着任したのは、1886(明治19)年1月23日である。これは同校の前身である楽善会訓盲院が文部省移管となってわずか2ヶ月後のことであり、それに伴い学校は大幅に刷新された。さらに1887(明治

20)年10月5日同院が東京盲啞学校と改称されたのにもない、同25日に東京盲啞学校教諭兼幹事に着任し、1890(明治23)年10月11日をもって東京盲啞学校校長心得を任せられ、以来39年間を同校校長として務めた。同校の築地から小石川区指ヶ谷町への移転、1909(明治42)年の東京盲学校と東京聾啞学校の分離へ精力的に働きかけるなど、小西は実質的には本邦唯一の官立校である同校を土台から築きあげる役割を担ったといえる。

その一方で小西は盲聾教育義務化運動の先頭に立ち、聾啞倶楽部の部長をつとめ、また聾啞保護会を發起してその会長を務めるなど、聾教育・聾福祉の両面に尽力した。このような積極的な活動から、小西は各地の聾教育関係者だけでなく聾者の間にも人望が厚く、知識・経験・人脈・実績いずれにおいても、本邦の聾教育界において名実ともに第一人者であった。

小西は1879(明治12)年に東京師範学校中学師範学科を卒業後、翌年9月より1886(明治19)年1月まで東京女子師範学校附属幼稚園監事を勤めていたので、着任当時、盲聾教育の専門家ではなかった。そこですでに教育を始めていた京都盲啞院の実践に学ぶ一方、盲聾教育研究と白痴孤児及び貧児の教育法の研究のために1896(明治29)年12月15日付で在外研究に派遣され、1898(明治31)年9月29日の帰国までの満1年半を米国、英国、仏国、独逸国で過ごした。同校の教育規程はこのように、小西を中心に試行錯誤の上につくられていったが、しかしすでに高齢であった小西は、新規程の適応を目前にした1925年3月31日、病気を理由に依願免官となった。小西の退任は、同校の教育理念に決定的な転換をもたらした。

小西の後任には、東京高等師範学校教授の樋口長市が兼務として任命された。樋口は劣等児・低能児教育研究のために1919年から1921年まで欧米に在外研究に派遣されたが、樋口が在外研究報告として1924年に出版した『欧米の特殊教育』は、樋口の特殊教育観が、川本のそれとほとんど重なっていることがわかる。

樋口は同書の中で、特殊教育の性質を「異常者即ち正常でないものに対して施す教育であり、その教育は治療し改良し保護するといふ性質を有して居る」²⁹と説明し、その目的として、以下の3点をあげている。(1)身心上の異常な点を改治して、正常に復せしめるを目的とするものである。(2)異常欠損の部を他の部または方便を以て代用せしめるを目的とするものである。(3)その異常欠損の度を最小限度に切り縮めるを目的とするものである³⁰。

さらに「聴覚障害者の教育」では、西洋諸国では発

音法を教えて聾啞を啞でなくすることがめざされていること、通学制(「昼間」)学校が増え、寄宿制学校から通学制学校に変改する傾向にあること、低能児や残存聴力のある聾児(「聾聾」)口語法(Oral Method)が「最も新しいもので、また最も合理的なものである」ことを述べ³¹、純粋口語法を採用している公立通学制学校を何校か例に挙げてその学科や口語法の実践方法を紹介している³²。

このように樋口は、川本と同様に、聾教育を聾という欠陥から生じる二次的な障害、即ち啞を防ぎ、口語法によって普通児に近づけることであると考えていた。また樋口が欧米の新潮流として影響を受け、新しい聾教育像としてモデルにしたのは、川本と同じく米国の純粋口語主義を用いて普通教育を行う公立通学制学校であった。それまで聾教育実践の経験を持たなかった樋口と川本は、双方ともに普通教育を志向し、聾学校を国民教育に位置づけていく理想の実現に協同で取り組むことになった。

さて小西と川本・樋口は、聾教育の義務化をめざし、聾学校を公教育制度に位置づけていくという点では一致していたが、しかし小西と川本・樋口を大きく分けたのは、聾および手話の捉え方である。

東京聾啞学校では、川本がくりかえし批判したが、教授において聾者の用いる手話が使われており、教授における手話の使用については小西自身葛藤を抱えていた。小西に「欧米聾啞の教育概観」という文章がある。これは聾啞教育講演会第1回全国聾啞大会の報告であるが、その文頭で小西は自分の在外研究の経験について述べ、自分が英語の読み書きはできるが話ができなかったことを挙げて「耳のある人と口の言へる人の中に居っては聾啞の苦痛はどうあるか、(中略)言語不通の処に出かけて行ったらば始めて真個の研究が出来るであらう」と語っている³³。さらに「聾啞教育法の五大別」という論説では聾教育における口語法優位を決定したミラノ勅令とその後の各国の動向を取り上げ、「然れども此決議は果して聾啞自身に便利たり幸福たるか俄かに判じ難きものあり」「純粋の発音法が未だ必ずしも聾啞者自身には至便と認められざる」といい、「聾啞の真実の友は国情に駆られ極端に走らず真理は常に中正の所に存することを忘る可らず」と言う³⁴。小西の文章からは、教授法を選択する際に、聾者自身がどうとらえるかを聾者の立場にたって煩悶していることが読み取れる。

また以下に引用する文章は、小西の主張を明確に表している。「畢竟手真似は言語発達せざる野蛮の陋習にして人文の進むに従ひ漸次廃止するものなれば学校

に於て之を奨励するは教育の本旨に非るも聾啞同志の間に迄之を厳禁せんとするは無用の干渉にして寧ろ残酷の感なき能はず、されば我々は教育者の單純なる理論のみを傾聴し聾啞者自身の不利を顧みざる如きは宜しく避くべきことと信じ好んで自ら種々の符牒を工夫して之を聾啞者に強ゆることはなさざるも聾啞者が慣用する符牒を借りて説明の方便とすることをば恥辱とせざるなり」³⁵

つまり小西は、学校で手話を奨励することはしなかったが、手話が聾者の重要な言語であることを認識していたために、それを全面的に禁止することは彼等の不利であると考えた。むしろ手話を使って説明することを効率的とみなし、小西は手話の使用が普通教育の徹底を妨げるとは考えず、むしろそれにより教授の効率を高めることができると考えたのである³⁶。

また小西は、聾者が聾者として生きていくことは有意義なことであると考え、聾者団体の組織化、聾者福祉の向上、聾者同士の交流・結婚にも積極的に取り組んだ。小西は聾教育を、聾者が聾者として自立し、生活していけるようにするためのものと捉えていたのである。普通教育はそのためにも必要であると考えられた。

しかしすでに述べたように、川本や樋口にとっては、聾とは克服されるべき欠陥であり、聾教育は聾者を普通人、公民＝国民とすることをめざす教育であった。そこでは手話は、聾者を聾者たたくてしまう、「不具」の象徴として捉えられた。川本や樋口にとって、聾学校における手話の利用は、陶冶可能性のある聾児を聾啞という不具者にしてしまうものと位置づけられたのである。そこで川本と樋口は、新規程の開始にあわせて、手話を排除した純粋口語法による教育に着手した。

3.3 純粋口語法による教育の開始と手話の禁止

1925年4月の新学期より、新法に即応した新規程の適用が開始された。新規程を知らずに従前の規定によって入学するものもいたので、初等部第1学年2学級のうち1学級を口話クラスとし、主にこのクラスにおいて新規程が徹底されることになった。

この口話クラスの特徴は、全ての教授において純粋口話による教育が行われたことにある。純粋口語法とは、教授において手話を使わず、口話のみを用いて教授する方法である。しかし純粋口語法による教授の開始は、教授の際のコミュニケーション方法が、手話から口話へと変化することだけを意味するのではない。口語法とは、口話によって言語を獲得し口話によって

知識を学ぶ、つまり読話によって言語を獲得し、読話によって知識を学ぶことを意味する。そこで口話クラスに入学した児童は、まず読話を習得することが学習の前提となった。

では学習の前提となる読話はどこで習得されたのか。学校規程に「予科」という言葉が記載されるのは、1925年の新規定、初等部の入学規定においてであり「初等部に入学することを得るものは予科修了者」と記載されている。実際には1927(昭和2)年11月の規程改正において、予科の設置や課程などの規定が定められた。それによると予科の入学規定は、年齢4年以上6年未満のもので、その修学時間は第1学年で週18時間、第2学年で20時間とされた。その内訳は、第1学年：遊戯6時間、談話6時間、観察3時間、手技3時間、第2学年：呼吸、発音、発音及び読唇7時間、自由遊戯、共同遊戯6時間、書き方、簡単なる細工4時間、身体及び周囲の事物3時間とされた。

このように予科の設置は、就学前の聾啞児に遊戯とともに口話の訓練を準備することを目的に設置された。とくに発音器官は年齢が上がるとともに硬化し、発音機能が退化すると考えられたことは早期教育の必要を示し、予科の設置を促した。初等部において普通教育を順調に行うためには、早期から訓練が重要とされたのである。

では初等部で読話訓練をどのように行っていたのか。従来の規程には「聾生の尋常科は読方、習字、作文、算術、筆談及体操とし技芸科は図画、彫刻、指物及裁縫とす」とあり、発音や読唇は見られない³⁷。しかし課程表には、聾生尋常科に「読方発音及口談は生徒の性質に依り之を授くるものとす」とあり、その他に第1年においては「読方」科の中に「短句発音」、第2学年の「読方」に「発音及び口談」、第4学年に「口談」がある³⁸。このように従来は習得可能性のある者にのみ、発音や口談がコミュニケーション技術の一つの方法として、読方の授業時間の中で教えられていたのである。

これに対して新規程では、その学科規程にあるのは普通教育を志向した教科のみであり、口話訓練は時間数に含まれていない。しかし純粋口話法が適応された口話クラスにおいては、授業が全て口話によって行われたために、実質的には全ての教科の授業が口話訓練・読話訓練として機能することになった。このような試みはこれまで例をみないものであり、口話による教授はもとより、聾啞児に口話法を習得させる方法も手探りで進められるほかなかった。そのため口話法による教育効果は遅々として見えなかった。

そこで新規程適応の2年目、1926(大正15)年4月からは、それまで年級呼称であった口話クラスを担任教師の姓を冠した学級呼称に変更したが、これは聾児の口話能力を基準に学級を編制して教授を円滑に進めるために行われたもので、同校ではこれを適正教育と呼称した。授業を全て口話で行うためには、年齢よりも読話の能力の差異が問題となったのである。さらに1928(昭和3)年4月からは、実際に口話・読話能力を基準として学級間の生徒の交換・編成替えが行われた。また口話法による教授を円滑に進めるために、1クラスの人数が12人以下に減らされた。

IV. 国立東京聾啞学校師範部改革と口話法教員の養成

4.1 東京聾啞学校師範部改革と聾者教員の排除

聾学校の役割を転換し、口話法によって普通教育を徹底させようと考えていた川本が重視したのが、そのような新しい聾教育を担う教員の養成であった。川本は、在外研究からの帰国直後の1924(大正13)年9月24日に東京聾啞学校教諭に就任した。当初は同校校長への着任を打診されていたのであるが、川本は「それでは研究ができない」として辞退したといわれる。

川本の着任した東京聾啞学校は国立学校として、聾啞教育の教員養成もその任務のひとつとしていた。同校において教員養成が明確に規定されたのは、1903(明治36)年3月の教員練習科規則の制定である。それによると修業年限1年(週27時間授業を3学期間実施)、入学定員10人とされ、入学資格は「一、身体健康にして品行方正なる者 二、尋常小学校本科正教員免許状を有する者若は之と同等以上の学力ある者 三、年齢男子は二十歳以上女子は十八歳以上にして家事に係累なき者」とされ、とくに尋常小学校本科正教員の免許状を持ち、地方長官の推挙のある者は入学試験が免除されるなど、通常の小学校教員の入学が優遇されていた。

また卒業生は卒業より2年間は盲啞教育に従事する義務があるとされ、月に7円が学資として支給された。さらに「東京盲啞学校、京都盲啞院を卒業し盲啞の教育に従事するに相当と認めたる者には特に入学を許可し一科目若は数科目を練習せしむることあるべし」と但し書きがつけられているように、同校及び京都盲啞院を卒業した聾生が教員練習科履修を経て、同校の教員になることが可能であり、その入学生には聾生が多かった。この傾向は地方の聾学校においても同様で、同校のように教員練習科が設けられていない場合も、卒業生がそのまま聾学校に就職することはしばしば行われていた。

さらに1910(明治43)年の改訂で、教員養成科は師範科と改称され、普通科、図画科、木工科、裁縫科にわけられた。修業年限は、普通科：週20時間・5ヶ月乃至1年、図画科・木工科・裁縫科：週33時間・2ヵ年とされた。定員は普通科10人、図画科・木工科・裁縫科はあわせて30人とされたが、「需要の状況に依り」調節することとされた。さらに「自費又は各所より学資を給して研学練習を依頼する者は定員外とす」と但し書きがつけられた。その入学資格は、普通科においてはこれまでと同様に通常の小学校教員が優遇されている。師範部普通科の学科規程をみると、手真似、視話法、聾啞の教授法といった教授方法を示す内容が増えている。健聴の教員に実践的な教授法を教えるというように、より専門が特化されていたといえる。

それに対して図画・木工・裁縫の3科の入学規定は、「本校技芸科を兼修したる高等科卒業者と同等以上の学力ありと認めたる官、公、私立聾啞学校卒業生たるべし」とされ、各地の聾啞学校を卒業した聾生に広くその門戸が開かれることになった。その学科規程には、普通科にみられる手真似や吃音矯正などはなく、かわりに国語として「普通文(及文法)」が重要な教科となっている。さらにそれぞれの専門技芸が週15時間と、ほぼ半分の時間を占めていた。つまり師範部の技芸3科は、同校および地方の聾学校卒業生を対象に、聾者の技芸科教員養成の場としての機能を担っていたといえる。

このように東京聾啞学校師範科は、各地で聾学校が徐々に増えて教員需要が増えつつある現状にあって、聾学校卒業生の教員養成の場としての機能も担っていた。しかし1925年の新規規程制定は、この教員養成システムにも大きな転機をもたらした。

師範部は甲種(普通科、図画科、裁縫科、工芸科)と乙種(普通科のみ)に分けられ、さらに技芸3科は第一部と第二部に分けられた。修業年限は、普通科は甲・乙種ともに週28時間で1年間。普通科は学科規程も同一で、これまで通り発音法・手話法を含め、教授法が中心となっているが、これに図画・手工、手芸が少しずつ追加されている。甲種の入学規定は、これまでの小学校本科正教員免許状に加えて、三年以上の教育経験のある者と同等のものとされ、乙種ではこれまでどおり尋常小学校本科生教員の免許状のある者と同等のものとなっている。

最も大きく改訂されたのは師範部の技芸3科である。その第一部は聾啞学校中等部の該当の技芸科の卒業生または同等以上の者にして、年齢16年以上26年以下の者とされ、その修業年限は3年間とされた。従前の規

程では、技芸科を兼修すれば、尋常科4年、高等科2年のあわせて6年間の修了で師範部に入学できた。また従来の師範部の学科規程には歴史・地理・理科などの学科は含まれておらず、普通教育は重要視されていなかった。

これに対して改訂により、聾啞学校中等部に入学するには初等部の卒業が必須となっているため、師範部技芸科第一部に進学する生徒、つまり聾啞者で聾学校教員を志望する者は、初等部で普通教育6年間、中等部で職業教育5年間の11年間で修めたうえで、さらに師範部で3年間で修めることが必要とされることになった。またその学科規程をみると、専門科目のほかに国語、歴史・地理、博物・物理・化学などが含まれており、聾生の教育機関としても位置づけられていたことがわかる。

さらに新たに設けられた第二部は、小学校専科(該当の技芸科)正教員免許状を持ち、3年以上の教育経験のある者と同等以上の者とされ、その就業年限は1年間。その学科規程を第一部と比べると、国語、歴史・地理、博物・物理・化学がない代わりに、教育・心理と教授法がそれぞれ第一部の3倍になっている。つまりこれまで主に聾生を対象としていた技芸科においても、健聴の小学校教員免許状保持者が優遇され、普通学校技芸科の知識に、具体的な聾児への教授法を授け、聾啞学校技芸科の教員としていくことがめざされたのである。

4.2 文部省主催聾教育口話法講習会の開催と口話法教員の養成

このように教員養成においても普通教育の徹底を進める一方で、川本は、現職教員の再教育にも取り組んだ。とはいえ東京聾啞学校では口話教育は初めての試みで、手探りで行われており口話教員の養成は難しかった。そこですでに独自に口話教育の実践を始めていた名古屋市立盲啞学校において、文部省後援の口話法講習会が開かれることになった。

名古屋市立盲啞学校が、本格的に口話法教授の研究を始めたのは1920(大正9)年である。主導したのは校長で東京盲啞学校師範科卒業生でもある橋村徳一(1879-1968)であった。橋村は、それまでの学級編制に併して口話学級を設けるというかたちで口話方式に取り組んだ。この実践は注目を集め、1925年には聾児の口話教育の教材『聾国語読本』³⁹も出版された。

このような口話法教授の蓄積をもとに、1925(大正14)年1月6日から10日までの5日間、名古屋市立盲啞学校で「第1回文部省主催聾教育口話法講習会」が

開かれ、全国各地の聾学校から50人が参加した。その内容は、名古屋校児童が読唇発音朗読対話談話を披露する児童学芸会、橋村校長による講話「口話方式教授の実施について」、名古屋校教諭陣による実際の発音読唇指導、国語科指導、数学科指導の実践現場の見学であった。川本もその講習会において4時間を超す講演を行い、欧米聾啞教授の動向や事例を紹介して口話法の優位を訴えた。さらに西川吉之介、加藤亨といった聾児の親の談話も行われ、口話教育の必要性が強く訴えられた⁴⁰。

また1925(大正14)年7月22日から28日までの計7日間、同じく名古屋校で、夏休みを利用して第2回聾教育口話法講習会が開かれた。参加者は各地から70人を超す盛況で、東京聾啞学校師範部からも普通科乙種在学中(大正15年3月卒業生)の9人のうち4人が参加している⁴¹。ここにも川本は「言語中枢と聾教育との関係」というタイトルで講演をし、口話法が最も優越する教育手段であることを強く訴えた⁴²。

さらに口話法教授に最も重要であるとされる初学年の口話教授のための研究会が、翌年1月30日から3月12日に同じく名古屋校で開催された。これは雑誌『口話式聾教育』で聾児を募集し、講師が入学試験から口話法による最初の実地授業を行うのを参観し、練習するという実践的なもので、実質的にはまだ教授法が確立していない予科教員の養成課程の役割を担うことになった。川本は2月21日に同校に出張して「欧米に於ける口話式聾教育の進展に就て」という講演を行い、やはり欧米の現状を示しながら手話に対する口話法教授の優位を訴えた⁴³。

このように文部省主催の口話法講習会は1941(昭和16)年までに計17回開催され、280名の修了者を輩出し、口話法教授の普及に大きく影響を及ぼした。川本はそのほとんどに出席し、口話法の普及を鼓舞する講演を行ったのである。この講習会は第3回より場所を各地の聾学校が持ちまわりで開催することになり、次第に他の聾学校の教員による口話教授の研究発表が増加し、口話教授が普及するにしたがって、実地参観だけでなく研究討議が中心となっていった。同講習会は、口話教授の普及とともに、口話法教員の養成だけでなく、口話教育の研究会としての役割も担うようになったのである。

このように口話法教員の養成に努めた川本だが、難聴児教育についても熱心に取り組んだ。川本は口話法教授の成功のためには、口話能力によるクラス編制が必須であると考えた。しかし口話成功の可能性が高い難聴児も、普通学級に在籍しては口話習得が行われず、

かといって聾啞学校に在籍すると手話を覚えて聾啞児に近くなってしまう。この事実を憂えた川本は、難聴児学級の設置を強く訴えてきた。そうしたなかで東京市学務課長よりその調査並びに設立について依託され、1926(大正15)年に東京市内の2校に4つの聾特別学級が設けられたのである。

V. おわりに

本稿では、とくに純粋口話法の普及に大きく寄与したとの評価が高い川本宇之介に注目し、1920年代において川本がどのような理由で純粋口話法の導入と普及を図ったのか、川本が国民国家における国民教育制度としての近代聾教育の実現のために、唯一の官立学校である東京聾啞学校において具体的にどのような改革を行ったかの検討を行い、日本の聾学校において手話導入が決定的に遅れた原因を明らかにすることにつとめた。

聾教育の義務化の流れの中で、聾学校の機能が聾者の自活や社会的自立をめざす職業教育機関から、学齢期の聾啞児に普通教育を行う公教育・国民教育に位置づけられる教育機関として変化していく過程において、手話が排除され、普通教育および公民＝国民教育を徹底するという目的に合致する方法として口話法が選択されたことが明らかになった。

川本が東京聾啞学校で改革のイニシアティブを握った1925年度は、東京聾啞学校の役割がまさに転換した年であり、純粋口話法による教育の開始は公教育としての聾教育の開始であった。川本はそのような新しい聾教育を担う口話法教員の養成に尽力した。

しかし聾啞児を普通児に、聾啞者を普通人にという視線からは、聾であることは改善されるべき欠点とされ、手話を使用することは、聾啞児の陶冶可能性をつむ問題行動となる。川本は欧米の聾教育の動向を恣意的に紹介しながら、新しい聾教育において、手話の使用を徹底的に禁止し、そして口話法教員の養成を通して、聾学校から聾の教師を排除していくことに精力的に取り組んだ。

しかし川本が理想とした米国においても、口話法と公立通学制学校による聾教育は、主に中産階層以上のニーズに応えるものであった。それゆえに川本らの純粋口話主義が聾学校に急速に普及すると同時に各地で起こった反発は、ただ単に口話に対して手話を守るというのではなく、口話主義聾教育が当事者である聾者の生活や教育ニーズに合致していないことによるものであったといえる。

【付記】本稿は、2003年度－2005年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)「多文化協同社会と特別ニーズ教育理論の構築一日・米・瑞の比較史研究を中心に」(課題番号：15530617, 研究代表者：高橋 智)のもとに共同で遂行・執筆された研究成果の一部である。

註・引用

- 1 川本宇之介(1936)巻頭言 思ひ出づるままに、『聾口話教育』第12巻2号, p.1
- 2 川本宇之介(1924)欧米に於ける聾者の地位と生活、『聾啞界』第32号, pp.6-9
- 3 川本宇之介(1925)聾者福祉増進の社会的施設、『口話式聾教育』第1巻3号, p.37
- 4 川本は各国の聾教育の歴史・制度の現状を比較し、とくに聾教育の理念・目的の違いに注目して米国の聾教育を志向している。「米国と欧州とに於ける、盲並に聾教育に対する根本観念の相異は、米国に於ては、盲並に聾啞児童に対し、ただ、その五感のうち眼又は耳のみに欠陥あるにすぎない。随ってその能力に応じて、之を発達させれば、略々普通の児童と同様なる程度に進み得ると思惟する。然るに欧州に於ては、一般に彼等児童を所謂アブノルマルと見て、その能力は甚だしき制限を有するものと思惟する。故に米国ではどこまでも彼等天賦の能力を出来るだけ発達させ、その地位を高めその所を得せしめ様とし、欧州ではこの点は軽視され、大体に於て、その才能の発達には留意せず、手取り早く衣食の道を得させることに主眼を置いてある。随って米国では、盲並に聾児の中等教育はいふまでもなく、その能力のあるものには、高等教育を授けることに骨を折って居る」(川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, 緒論 p.2)
- 5 川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, 緒論 p.2
- 6 「米国に於ては聾児は言ふまでもなく、盲人と雖も学校を離なれて後は、普通人と伍して社会生活に入り職業生活を営み得ることを目的とするが故に、どこまでも自主自立的教育を施すことに力むるに反し、欧州殊に独逸では盲人に対し、かくの如きことは、彼等の到底堪へ得るところでないとして、自主自立的教育は比較的せられないで、あまりに手取り早く間に合ふ教授に力を入れ、詰め込み式教育になって居る傾がある」(川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, p.5)
- 7 「欧州にては、聾学校以上の教育を眼中に置かないで、所謂「経済的自立」を得させることに着目してあるから、自ら教授研究工夫の必要を認めない」ために教育がふるわない(川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, p.4)
- 8 「天賦の能力を発達させて、それによって、出来得る限り高尚な職業を与へてやろうといふ様なことは甚だしい。その大多数は筋肉労働者として、而も盲人にありては、その多くは特別の工場で陰惨な生活や職業をなさしめることが多い」(川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, p.4)
- 9 川本宇之介(1925)欧米に於ける聾者の地位と生活、『聾啞界』第32号, pp.2-11
- 10 「会員諸君が自分の思ふ通りの結婚がしたいとの事から却って結婚が難くなるといふことがあることをあげて、諸君が反省しなければならぬと戒めて居る」「本邦の聾者達は自己の運命を開拓してゆかうとすることに対して努力が足りない。自分の職業上の地位の向上にも自覚が弱い様に見える。又明に少しつとむれば、立派に読習が出来る様な中途の失官者が、之につとめようとしぬ」(川本宇之介(1927)信仰の霊境、『聾啞界』41号, pp.4-7)
- 11 川本宇之介(1926)運命に打ち克て、『聾啞界』第36号, p.1
- 12 川本宇之介(1926)運命に打ち克て、『聾啞界』第36号, p.2
- 13 川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, p.148
- 14 川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, p.157
- 15 川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, pp.148-155
 <時期による分類>
 - 一、 先天聾 生れる前に聴覚に障害を受けたものであって、之に二種の別がある。
 - イ、 遺伝 遺伝によって聾となる者
 - ロ、 疾病 主に梅毒より来り、その血液のうちに、毒が入って聴官に障害を起すもの。
 - 二、 後天聾 生後何かの原因により聾となったものであって、之に二種の別がある。
 - イ、 疾病を原因とするもの 耳自身乃至他の疾病、たとへば、脳膜炎、麻疹、チブス、ジフテリア、猖紅熱、天然痘乃至は聴神経萎縮等が原因となって、聴官の障害を起し、全然又は甚しき聴力を失った者。
 - ロ、 事故を原因とするもの 即ち外部よりの強烈なる空気の振動、高いところより墜落したといふ様なことが原因となりて、聴覚に障害を起し、その能力を失ふに至った者。
 <六尺法(Six feet rule)による分類>
 難聴 「五ヤード即ち十五尺の近くでなければ聴き得ない」
 「普通児よりはなして、特別に教育する必要はない。教室の前方に席を設ければよいといふことである。」
 甚しき難聴・亜聾(Semi Deaf) 「一ヤード即三尺位のところでなければ、囁をきき得ない者」
 「普通児より離して教授する必要がある」「教育の点より見て聾者の部類」
 全聾 「全然聴力を失った者」「所謂聾と称せられる者のうち、二五パセント位」「特別教育を要する」
 ※難聴児の特例 「その児童が、かくの如く聴力が嬰兒乃至二三歳頃よりなかつたときには、往々にして全聾と同じく言語さへも十分に習得し得ない様な場合」、あるいは「習得しても」「不完全な場合」、「いふまでもなく特別教育を要する」
 「半聾(Semi mute)」「五歳以上殊に七歳乃至十歳位の時に失官したもの」「相当に言語を有し、更に十歳以上になれば、立派に言語を習得し、文字も習得して居る」として、聾学校に在籍する者が多い現状は問題であるとし、むしろ「その程度に応じて全然成人聾者として、単に読唇のみ教授するのと、普通の聾学校に於ても、後に見る如く、出来るれば特別教授をするのと二つの区別をして教授せねばならない」として、ろう教育の対象からは明確に区

- 別している。
- 「又一の異なった型の言語障碍」「純粹の啞」「耳は完全であって言語を聞き得るが之を書き又は話すことは出来ない」「是こそほんとの啞であって、普通の聾を原因とする後は全然別種のもの」
- 16 川本宇之介(1926) 聴覚の障碍と教育施設(下), 『児童研究』第30巻4号, p.114
- 17 「我が国盲並に聾啞教育充実に関する私見」(川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, pp.9-17)
- 一、盲並に聾児を無能視し、或は不具者扱いにする觀念を打破すること
 - 二、盲並に聾啞教育は、慈善施設と考えるのではなく、公共団体又は政府の義務と考え、その普及充実に努めること
 - 三、盲並に聾啞教育を受けることは盲並に聾児の権利であり、その授業料を徴収しないことはもとより、通学費や寄宿費を、保護者の資力に応じて補助すること
 - 四、優秀なる教員を確保するために、通常の教師の俸給に加俸をとること
 - 五、優秀なる生徒がその才能に適応した道に進めるように、中等部を設置し、或は地方主要都市の公立学校内に之を設け、その府県が奨学金を払うなど、その才能を伸ばす機会を与えること。また、通常学校以上に能力別編成が重要となるため、その裁量の自由をあたえること
 - 六、教員養成科の充実
 - 七、教育方法、言語教授は「口話法をその教育の手段と定め之を採用し、漸次手話法を廃するやうにしたい」「勿論低能児であって口話法で教授するに困難なものは、手話法で教授するに一向差支えなく、又自然の手話法は敢て之を禁ずる必要はないと思います」
 - 八、眼及び耳に関する学校衛生施設を整備し、その必要に応じて難聴児学級・視力保護学級を設け、失明失聴の予防及び欠陥に応じた教育を行なうようにすること
 - 九、後天的に失明及び失聴した成人のための講習会の設置
 - 十、吃音児の言語矯正
- 18 川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, p.143
- 19 川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, p.138
- 20 川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, p.255
- 21 「聾児は普通児に比して、平均少なくとも二ヶ年程精神年齢が遅れてゐるといふことであるから、同じ年限では小学校、中学校と略々同程度の教育を授けることは出来ない」「吾国でも同様に小学校卒業生と略々同じ教育を授けるとしたら、少なくとも二ヶ年長く、即ち八ヶ年を充当するのが、理想的であると思ふ。故に此の点より言へば二ヶ年の予科を置いて教育し、第三年目になって初等部一年に入学せしめ、以て大体普通児の尋常一年の精神年齢に達せしめる位に、教育を進むるが適當であると思ふ」(川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, p.251)
- 22 「中等部を終わらしたるものに対して」は、「研究科を置いて、聾学校内で一層進んだ教育を授けること」「特別の専門学校を設置して、特に優秀な生徒を收容すること」「普通の専門学校に聾者が入学すること」が考えられるが、経済上の理由により「普通の生徒が入る学校に入学して、適当なる設備と有力なる教師のもとに於て学習する方が甚だ有効な場合が多い」(川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, pp.251-252)
- 23 川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, p.204
- 24 川本宇之介(1926)聴覚の障碍と教育施設(下), 『児童研究』第30巻4号, p.113
- 25 川本宇之介(1926)聴覚の障碍と教育施設(下), 『児童研究』第30巻4号, p.114
- 26 川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店, p.54
- 27 「技芸科は普通科を修めるものをして其の一分科を兼修せしむ、但し生徒の志望に抛り之を課さざることを得る、または是を専修しむることを得る」。
- 28 初等部の入学規定には「初等部に入学することを得るのは予科修了者又は」と記載されているが、予科の設置や課程などの規定が定められるのは、1927(昭和2)年11月の規定の改正からである。
- 29 樋口長市(1924)『欧米の特殊教育』目黒書店, p.4
- 30 樋口長市(1924)『欧米の特殊教育』目黒書店, p.10
- 31 樋口長市(1924)『欧米の特殊教育』目黒書店, p.176
- 32 樋口が引用している「最近着の該国雑誌」は、1.5でとりあげた“*American Annals of the Deaf*”であると考えられる。樋口は聾教育所の数が160、生徒数が1万5千とし、さらに純口語主義で教えられる生徒が3千5百人であるといっている。同誌を検討すると、学校数が160校になったのは1918年・1922年の両年(雑誌の発行は1919年・1923年)であるが、生徒数は1918年が12792人、純口語主義適応生徒数(Taught Speechの項目D、校内の全ての教職員から手話や指文字を使われない生徒数)が2944人、1922年が同じく14366人と3561人である。聾学校の生徒数が1万5千人を超えるのは、1925年で(雑誌の発行は1926年)、同書の刊行後のことであり、樋口が引用した“*American Annals of the Deaf*”は、1922年の統計が掲載された、1923年発行の通巻68号であると考えられる。
- 33 小西信八(1907)明治四十年二月二十日聾啞教育講演会報告書 欧米聾啞教育の概観、樋口長市編『小西信八先生存稿集』, p.7
- 34 小西信八(1907)聾啞教育法の五大別、樋口長市編『小西信八先生存稿集』, p.100
- 35 小西信八(1907)聾啞教育法の五大別、樋口長市編『小西信八先生存稿集』, p.92
- 36 他にも聾啞の父母の心得として「(2)手真似、符牒に慣れ互ひの意志の交換を自在ならしむる工夫を要す」「夙に言語を教ふことを努め、既に言語を使用するに至りては手真似符牒を廃止することを努むべし。言語の使用を自在にするは之を反復練習せしむるに在り」とあげるなど、聾児にとって手話の果たす役割を重要視している(小西信八(1907)聾啞教育法の五大別、樋口長市編『小西信八先生存稿集』, p.227)
- 37 『東京盲啞学校沿革略』, p.18
- 38 『東京盲啞学校沿革略』, pp.24-26
- 39 (編集者 安藤太郎, 吉田角太郎, 伊藤舜一, 安藤こう, 松永栄重, 竹内源一郎)
- 40 [雑報] (1925) 第一回口話法講習会概況, 『口話式聾教育』

- 第1巻1号, p.50-58
- 41 石黒晶(卒業後, 川本の右腕として働き, 東京明化小学校難聴学級, 大阪府立聾学校, 石川聾学校の教員に), 金沢三郎(卒業後(日立市国民学校, 茨城聾学校の教員に), 河野ムラ子(卒業後, 東京聾啞学校の教員に), 久井家毅。
- 42 [雑報] (1925)文部省主催口話教育夏期講習会要項, 『口話式聾教育』第1巻3号, pp.50-52, [雑報] (1925)文部省主催聾教育口話法講習会概況, 『口話式聾教育』第1巻4号, pp.26-30
- 43 [雑報] (1926)初学年口話式教授法講習会略記, 『口話式聾教育』第2巻2号, p.32, [雑報] (1926)初学年口話式講習会概況, 『口話式聾教育』第2巻3号, pp.38-40

Educational System Plan for the Deaf and Reform of the Tokyo National School for the Deaf by Unosuke Kawamoto in 1920s

Hanako FUJIKAWA* and Satoru TAKAHASHI**

*Department of Special Needs Education****

The purpose of this paper was to clarify the reason why Unosuke Kawamoto introduced and spread “Pure-Oralism”. This process was investigated from the following viewpoints: What was the new model of education for the deaf as national education that influenced him through the visiting research in the USA, and what was the reform he made on the Tokyo National School for the Deaf after his return.

He stayed at the USA in the later half of 1920s when there was a rapid increase of a new form of school for the deaf named Public Day-school. He planned the education for the deaf as national education which was regular education requiring oral method. It was modeled by the public day-school.

In Japan, schools for the deaf were shifting its role on the national education in nation state from the vocational training maintaining the former manual method at that time. In the Tokyo National School for the Deaf where he worked, he made a new class for fresh pupils prohibited the use of sign language aiming at the regular education as national education only with oral method. And also he reformed the teacher training programs, which required the specialty of oral method and the regular diploma. As a result, there were few deaf teachers in schools for the deaf. However, his attempt did not totally match with the needs of deaf peoples because the model, public day-school, were designed for the people belonging to middle and upper class.

Key words : Unosuke Kawamoto, Pure-Oralism, Oral Method, National Education, Nation State, the Tokyo National School for the Deaf, Nobuhachi Konishi

* Master course student in division of special needs education, the Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University
** Ph.D., Professor in division of special needs education, the United Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University
*** 4-1-1 Nukui-kita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan